

大村市スケートボードの適正利用に関する条例

大村市総務部安全対策課長補佐 河野 康則

長崎県大村市は、「大村市スケートボードの適正利用に関する条例」を制定した（令和7年条例第4号として、令和7年3月21日公布、同年9月20日施行）。スケートボードの適正利用に特化した全国初の条例である。

1 条例制定に至った経緯

2021年東京オリンピックで日本選手勢がスケートボード競技でメダルを獲得して以降、スケートボードを楽しむ人たちが増加し、本市においても、2022年11月にポートルースおおむら敷地内に世代間交流ができるコミュニティ拠点施設「Grumおおむら」を開設し、その施設内に県内最大規模のスケートボードパークをオープンし、市内外から多くの方が利用されています。

一方、中央商店街アーケード内でもスケートボードを利用する人たちが増加し、走行する際の騒音や歩行の妨げになるような危険行

為に対し苦情が相次ぐようになり、商店会などの団体から市に対して対策を求める要望書が提出されました。

その後、市は警察と連携しながら、巡回活動やスケートボードマナーアップイベントを開催し、迷惑行為の防止などの対策に取り組んできましたが、スケートボードによる迷惑行為はなくなることはありませんでした。

また、中央商店街以外の西九州新幹線新大村駅周辺でもスケートボードの騒音による苦情が出てきました。

このような状況から、学識経験者、関係団体等の代表者で構成する「大村市スケートボードの適正利用に関する懇話会」を設置し、

スケートボードの適正利用に向けた取組について、意見をいただきました。

懇話会では、スケートボードができる施設の整備や関係団体と連携した巡回など、様々な意見が出されました。

適正利用の取組の一つとして、スケートボードによる事故や騒音を防止し、住民が安全で快適な生活環境を保全するため、条例を制定したかどうかといった意見があったことから、条例を制定することとなりました。

2 条例の内容

本条例は、市、市民及び事業者と連携を図りながら様々な施策を実施することとし、ス

ケートボードの様々なイベント等で広報啓発活動を行うとともに、スケートボードの禁止区域内でスケートボードの利用者を発見した場合は、市又は警察に通報していただくなど、市民が快適な生活環境の保全を図るための対策を進めていくこととしています。

今後、スケートボードの禁止区域内でスケートボードを使用した場合は、停止命令を行うとともに、停止命令を行ったにもかかわらずスケートボードを行った場合は、5万円以下の過料に処することとしています。

条例の内容は次のとおりです。

(1) 目的

中央商店街アーケード周辺には子ども園や高齢者施設があり、アーケードを歩行している際、スケートボードによる危険行為があったことや、夜間にスケートボードによる騒音により、眠れない市民もいらっしまったことから、事故及び騒音の発生を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るとともに、快適な生活環境の保全を図ることを目的としています。

(2) 市の責務

市は、スケートボードの適正な利用に関し、必要な施策を実施するものとしており、市ホームページやSNS等による情報発信、市

内全小・中学校や高等学校、専門学校等にスケートボード禁止区域の周知・啓発、関係団体等と連携した巡回活動などを実施することとしています。

(3) 市民及び事業者の責務

市民及び事業者は、市が実施するスケートボードの適正な利用に関する施策に協力するものとしており、スケートボード禁止区域やスケートボード利用者に対して適正な利用をしていただくよう周知・啓発活動を行うこととしています。

(4) 禁止区域の指定

目的を達成するため、特に必要があると認める区域をスケートボードの禁止区域として指定することができることと規定しており、市民の生活環境に悪影響を及ぼす区域を指定します。

なお、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該禁止区域の住民、町内会その他関係団体の意見を聴くこととしており、町内会や関係団体に対して説明会を開催することとしています。

(5) 禁止区域の指定の変更

必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができることと規定

定しており、指定した禁止区域の道路形状が変わった場合、又は指定した禁止区域の場所がなくなった場合など、指定変更することとしています。

(6) 停止命令

スケートボードの禁止区域で違反する行為があると認めるときは、その行為者に対し、当該行為を停止することを命ずることができると規定しており、悪質なスケートボード利用者に対しては、停止命令書を発出します。

(7) 過料

停止命令を行ったにもかかわらず違反した者には、過料に処すると規定していますので、規則に沿って過料の処分を行う前に処分を受ける者に対しては、あらかじめ告知書により告知し、弁明の機会を与えることとしており、規則に沿った手続を進め、過料処分通知書を交付し処分を行うこととしています。

3 取組

(1) これまでの取組

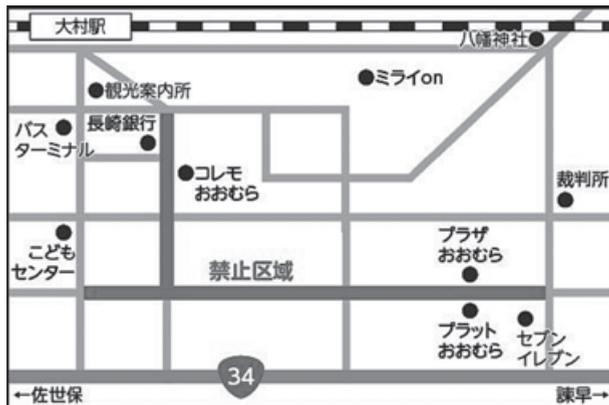
令和5年3月

・市内全小・中学校や高等学校へスケートボードの迷惑行為等に対する注意喚起の文書を送付

- 令和5年5月
 - ・警察等と連携しスケートボードマナーアップキャンペーンを実施
- 令和5年7月
 - ・関係機関、地元団体等と意見交換会を開催
- 令和6年7月
 - ・大村市スケートボードの適正利用に関する懇話会を設置（4回開催）
- 令和6年9月
 - ・中央商店街アーケード内でスケートボード利用者に協力していただき騒音を測定
- 令和7年3月
 - ・大村市スケートボードの適正利用に関する条例可決及び公布
- 令和7年8月
 - ・大村市スケートボードの適正利用に関する条例施行規則公布
- 令和7年9月
 - ・スケートボード禁止区域指定に伴う告示
- 市広報紙でスケートボードの禁止区域を周知
- スケートボードの禁止区域を市ホームページ、SNS等による情報発信
- スケートボード禁止区域を市内全小・中学校や高等学校、専門学校等に周知文書送付とともに周知チラシを配布
- 禁止区域の周知看板を中央商店街アーケード

図表 スケートボード禁止区域

【大村市中央商店街】



【新大村駅地下自由通路（大村みらい通り）】



ド内及び新大村駅地下自由通路入口に設置
 ・大村市スケートボードの適正利用に関する条例・規則の施行
 ・大村市スケートボードの適正利用に関する条例施行に伴い、市及び警察との連携に係る覚書を締結

(2) これからの取組

- ・スケートボード禁止区域を市及び警察によるパトロール、市による啓発活動や巡回等を継続して実施
- ・交通安全教室やスケートボードのイベント等でのスケートボードの禁止区域の周知啓発
- ・市及び関係団体と連携した巡回活動

4 課題と今後の展望

現在は、スケートボード禁止区域に指定している場所では、スケートボードの利用者は少なくなってきましたが、当該禁止区域とは別の場所でスケートボードを利用しているといった情報も入ってきている状況です。

注意看板を設置するなどの対策を行っていますが、スケートボードの利用者が減少しないようであれば、新たな禁止区域の指定を検討していただくも考えています。

今後も禁止区域の周知や周辺住民に迷惑にならないようルールを守ってスケートボード

を楽しむよう市内全小・中学校や高等学校、
専門学校等に継続した周知啓発を行っていく
必要があります。

また、禁止区域を指定するばかりでなく、
スケートボードができる場所の整備につい
ても懇話会等で意見があったことから、今後、
施設の整備も検討しているところです。

スケートボードを利用する皆さんが、ルー
ルを守って利用していただき、市民が快適な
生活を送れる環境になることを願っています。

●第81号(2025年5月発売) 定価 1,430円(税込)

・特集 盛土規制法と自治体の対応

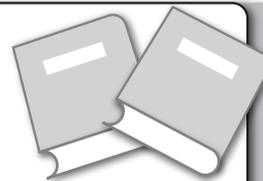
盛土規制法の制定と今後の課題
盛土規制法の運用状況の実態
特定盛土等規制法の規制区域の指定の考え方
既存の盛土等の安全性の把握と維持管理
違法な盛土への自治体の対応

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

東京都カスタマー・ハラスメント防止条例
山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例

・トピックス

一時保護中の面会制限をめぐる二つの裁判例について
全国の自治体は新型コロナ危機にどう対応したか
～新型コロナ対応に関するアンケート調査から～
令和6年度の「条例の動き」



Back Number

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX 0120-953-495 サイト